

令和8年度  
白岡市協働のまちづくりモデル事業補助金  
募集案内

募集期間  
令和8年4月20日（月）から5月20日（水）まで



白岡市キャラクター シラオ仮面

白岡市では、協働事業の提案を募集します。  
市内で地域活動を行う団体や市民団体などが、協働事業を自ら  
企画・提案・実施するものに対し補助金を交付します。  
まちづくりに一緒に取り組みませんか。

白 岡 市

## 1 白岡市協働のまちづくりモデル事業補助金とは？

白岡市は、「市民との参画と協働によるまちづくり」を推進するため、



地域で活動する団体や市民団体など

が



その団体自らが企画・提案して、



- ①今まで市が行ってきた事業を協働の理念に基づき実施する
- ②新たな公共・公益的分野の事業を実施する

ことに対し補助する制度です。

## 2 補助金の交付額

協働事業の実施に必要な経費を、1団体に対し5万円を限度として、予算の範囲で交付します。

必要な経費が5万円を超える事業については、その経費うち、5万円を超える部分は団体の負担となります。

なお、補助金を交付する団体は、選考により決定いたします。

## 3 補助対象の団体

補助対象の団体は、以下の事項に全て当てはまる団体です。

- ①主に市内で公共・公益的な活動を行う団体であること。
- ②会員が5人以上いる団体で、団体に規約・会則等が整備されていること。
- ③収益を目的とした団体でないこと。

なお、団体の活動実績（活動期間）は問いません。

ですから、これを機に協働事業等を実施しようと設立する団体も対象です。

## 4 募集する事業

地域団体・市民団体などが

- ①白岡市内で実施する事業で
- ②地域課題の解決を目的とするなど、公共・公益的な事業の
- ③企画・立案・事業の実施をその団体で行う事業

を募集します。

提案事業の例

例えば、「植栽帯や緑地などを管理する事業」

現在、市が管理する植栽帯や緑地などの手入れについて、市では草刈りなどを一律で実施していますが、地域団体が、地域の考え方を取り込んで、きめ細やかな管理を行うもの

募集する課題やテーマの設定は特にありません。皆さんの目線と発想を活かした、課題解決に効果的な事業を提案してください。

皆さんの提案をお待ちしております。



## 5 補助対象外の事業

- ① 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 収益を目的とした事業

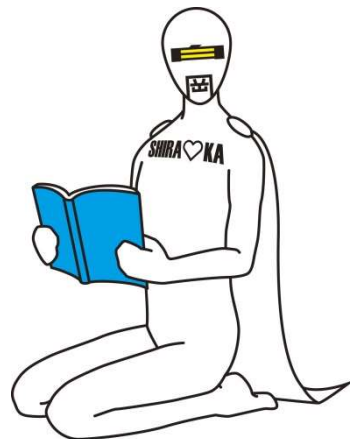
## 6 補助対象・対象外の経費

補助対象の経費は、協働事業の実施に当たり、直接必要な経費のうち次のものとします。

- ① 用紙やプリンタインク等の材料費や消耗品費
- ② 郵便料、宅配料等の通信・運搬費
- ③ 会議室等の会場使用料・取材機器等の借り上げ料
- ④ コピー代等の印刷製本費
- ⑤ 指導者等に対する謝礼（当該団体に所属する者に対する謝礼を除く。）
- ⑥ 会員の傷害保険料等、その他事業の実施に直接必要な費用
- ⑦ 事業実施に直接必要な備品を購入する経費で相当と認められるもの

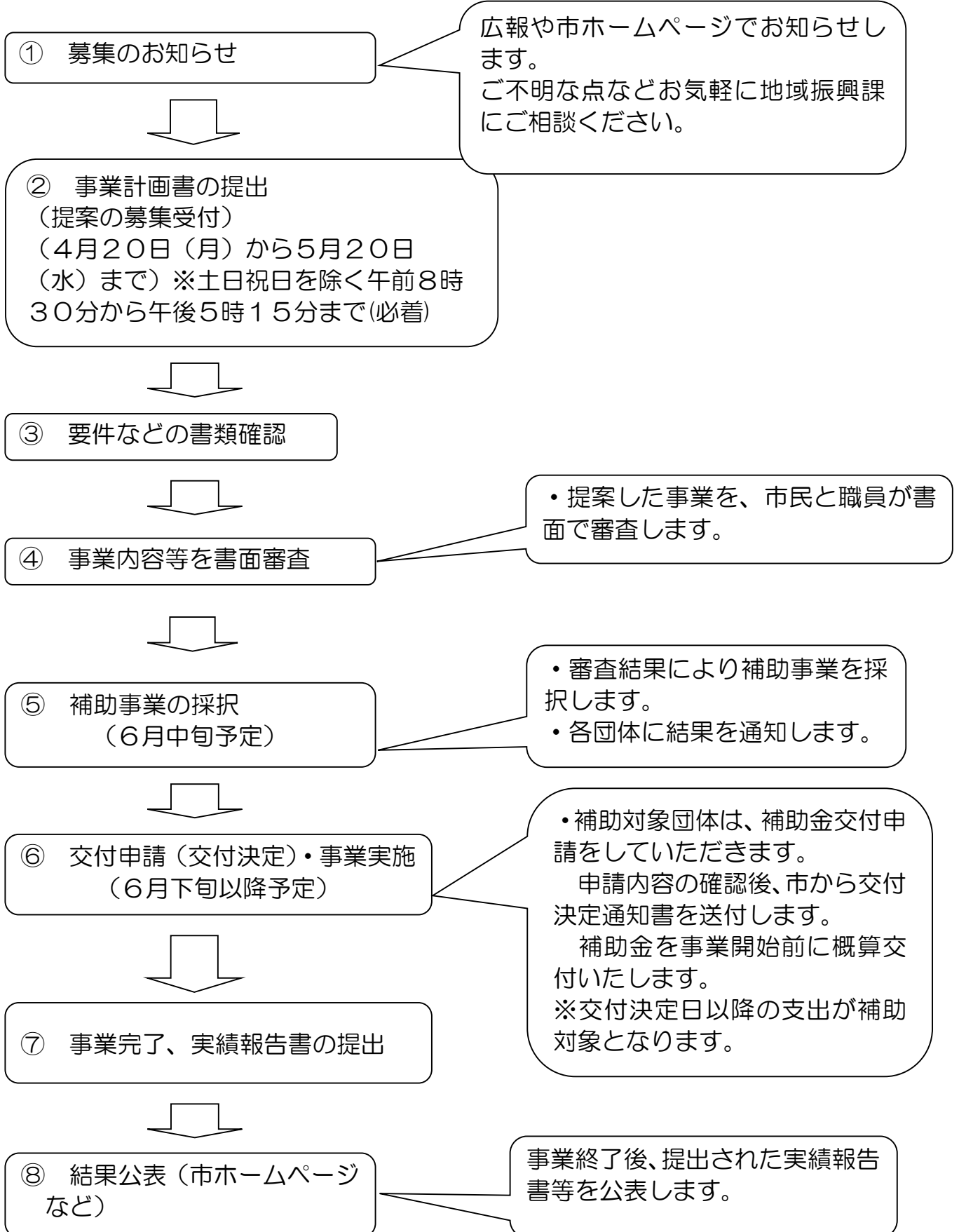
次の経費は補助対象外です。

- ① 事業計画書等の作成に要する費用等、当補助金の申請・報告に係る費用
- ② 親睦・懇親会等の費用
- ③ 飲食代（会議に提供されるお茶代程度を除く。）
- ④ 別団体への業務委託費（冊子の印刷製本業務を除く。）
- ⑤ 当該団体の会員への講師謝礼等、当該団体会員へ直接支払う報酬等の費用
- ⑥ その他補助の対象として相当ではないと判断した費用



## 7 補助事業の流れ

この事業の流れは次のとおりです。



## 8 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする団体は、「白岡市協働のまちづくりモデル事業補助金事業計画書」に次の書類を添えて、地域振興課へ提出してください。（郵送可・必着）（申請様式は、市公式ホームページから取得できます。）

### 添付書類

- ① 算出の明細がわかるもの（見積書の写し等）
  - ② 団体の規約、会則等
  - ③ 団体の活動状況がわかるもの（総会資料、団体の広報紙等）
  - ④ その他事業計画の内容がわかるもの
- ※ 団体の役務の提供に係る料金を計上する場合は、その内訳がわかるものを併せて提出してください。  
書類に記載が済んでおり、添付書類が全て揃った段階で提出してください。

### 提出期間

4月20日（月）から5月20日（水）まで

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 9 書面審査で選考

ヒアリングは実施せず、市民と職員による書面審査で選考いたします。



## 10 補助事業の採択の基準

審査員である市民と職員が点数方式で審査します。  
 なお、審査に当たっては、以下の視点で採点します。

自治基本条例の目的を 具現化するもの	①事業の必要性・地域課題の解決可能性
	②協働の理念への合致
	③地域との関連性・拡がり
	④団体の自立・発展の可能性
事業計画の実現性・妥当性	⑤事業の実現性
	⑥費用妥当性

審査により、市は補助金を交付する事業を決定（採択）し、団体に結果をお知らせします。

採択された事業の計画書は、市ホームページにて公表します。

## 11 事業採択から完了まで

交付申請 (交付決定)	補助金の対象とされた団体は、補助金の交付申請をしていただきます。申請内容の確認後、市から交付決定通知書を送付します。
事業の実施	補助金の対象とされた団体は、 <u>交付決定通知書の通知日以降に採択された事業を事業計画書に沿って実施</u> します。 事業の実施に当たっては、市担当課と協議をして進めていただきます。 <u>なお、会場の予約や参加者募集に関する事など、事業実施に関する全ての事項を団体で実施していただきます。</u> <u>また、講演、講義等会員以外の参加者を募り実施した事業においては、その参加者に対し、事業に関するアンケート調査を実施してください。</u>
実績報告書の提出	補助事業の完了後30日以内又は令和9年3月10日（水）のいずれか早い期日までに必要書類を添付して実績報告書を提出してください。
結果の公表	提出された実績報告書等を市ホームページ等で公表いたします。

## 12 補助金の支払方法

補助金の支払いは、交付決定通知書の通知日以降に、交付額全額を概算払いにてお支払いいたします。

なお、事業完了後、事業の実施に直接要した経費の額がお支払いした額を下回った場合は、その差額分を市に返納していただきます。



お問い合わせ

白岡市生活経済部地域振興課 市民協働担当

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

電話 0480(92)1111

E-mail [chiiki@city.shiraoka.lg.jp](mailto:chiiki@city.shiraoka.lg.jp)